

## 令和6年9月21日能登半島の豪雨に伴う災害対応支援金募集要項

令和6年9月27日

この支援金は、本学に在学する学生（非正規生を除く。）で、令和6年9月21日の低気圧と前線による大雨に伴う災害により被災し、学生生活の継続に支障をきたした学生が、早期に通常の学生生活に復帰し、学業を継続できることを目的としています。なお、この支援金の財源は富山大学基金を活用した学生修学支援事業によるものです。

本人の申請に基づき、審査のうえ、支援金を支給します。

### 1. 申請資格

本学の学生で以下のいずれかに該当する者を対象とする。

- (1) 学生本人又は学資負担者が災害救助法の適用を受けた地域で被災し、学生本人又は学資負担者の居住する家屋が破損（一部損壊を含む。）した場合
- (2) 学資負担者が災害救助法の適用を受けた地域で被災し、死亡又は行方不明となった場合
- (3) (1)又は(2)に準ずる場合であって、学長が特に支援が必要であると認めた場合。

### 2. 給付額

- (1) 家屋が全壊（家屋流失又は床上1.8m以上の浸水）した者 10万円
- (2) 家屋が大規模半壊、中規模半壊及び半壊（床上浸水を含む。）した者 8万円
- (3) 家屋が一部損壊及び準半壊（床下浸水を含む。）した者 5万円
- (4) 学資負担者が死亡又は行方不明となった者 10万円

### 3. 申請方法等

#### (1) 提出書類

- ・修学支援金申請書（別紙）
- ・罹災証明書 …申請資格（1）に該当する場合
- ・学資負担者が死亡または行方不明を証明する書類 …申請資格（2）に該当する場合

**【注意】** 別途必要と認める証明書類等の提出を求める場合があります。

#### (2) 申請期限

令和6年10月31日（木）17時

(3) 提出先

- ・ 五福キャンパス 学生支援課（学生会館1階）
- ・ 杉谷キャンパス 杉谷地区事務部学務課学生支援チーム
- ・ 高岡キャンパス 芸術系総務・学務課学務チーム

4. 結果通知

ヘルン・システム及びアクティブメールにより通知します。

5. その他

- (1) 虚偽等の申請が判明した際には、支援金の決定を取り消し、支援金を返還していただく場合があります。
- (2) 支援金の支給は1世帯につき1件です。令和6年能登半島地震による支給とは別件として扱いますので、改めての申請が可能です。
- (3) 提出された申請書類等は返却しません。
- (4) 申請書類に記載されている個人情報は、本事業に限り利用するもので、その他の目的に使用することは一切ありません。

6. 問い合わせ先

富山大学 学務部学生支援課（五福キャンパス学生会館1階）

〒 930-8555 富山市五福 3190

TEL 076-445-6087

E-mail [kgakusei@adm.u-toyama.ac.jp](mailto:kgakusei@adm.u-toyama.ac.jp)

以上